

東海第二原発訴訟

宮沢洋夫

一 事件の概要

(1) 東海村と原子力施設

茨城県那珂郡東海村は水戸市（人口約一九万人）の北東一五キロメートル、日立市（人口約二三万人）の南方一六キロメートル、太平洋に面する人口約二万五〇〇〇名、面積三五・四四平方メートルの聚落である。我が国が原子力開発に着手した昭和三〇年代初期に日本原子力研究所が設置（昭三一・六・一五）されて以来、原子力開発のモデル地区として幾多の原子力施設が建設され、研究施設

完成期において、巨大化した原子力施設の安全性をめぐって原子力施設周辺住民が、生命健康と環境を保全するために提起したものである。

日本原子力発電（株）は昭和四一年に我が国最初の原子力発電所として建設した東海一号炉（コルダーホール改良型一六万六〇〇〇KW）に次いで、昭和四六年一二月二一日世界最大級の東海二号炉（沸騰水型軽水炉＝BWR一一〇万KW）の建設を計画し内閣総理大臣に対し設置許可申請を行なった。約一年の短期間で水炉では最初の訴訟である。訴訟は内閣総理大臣の原子炉設置許可処分の適法性

六万六〇〇〇KW）および核燃料工場等商業用施設の設置稼動期であり、第三期は昭和五〇年代の再処理工場、東海二号炉（一一〇万KW）に見られる巨大施設の設置稼動期であつて、これによって東海村は原子力発電の基本システムをすべて有する地域となるのである。

(2) 本件訴訟に至る経過

本件訴訟は原子力発電の基本システムの安全性をめぐって原子力施設周辺住民が、生命健康と環境を保全するために提起したものである。

2 (安全審査の対象)

許可処分は、核燃料の取得から廃棄物の最終処分に至る核燃料サイクル全体についての総合的な審査によって、安全性が確認されるところによってなされるものでなければならぬ。ところが本件においては原子炉施設についての安全審査しかなされていないのであって、総合審査を欠如しており、安全性が確認されたものとはいえない。

東海第二原発訴訟は伊方原発訴訟に続く第二の原発訴訟であるが、沸騰水型軽水炉では最初の訴訟である。訴訟は内閣総理大臣の原子炉設置許可処分の適法性を争う行政訴訟であるが、その実体は原子力公害の予防を目的とする差止訴訟である。

3 (安全審査基準)

また、原子炉施設についての安全審査基準についても法的根拠が明確でなく、また、その内容は

許可より二四日後）に東海第二原発原子炉の設置許可処分がなされた。これに対し東海村周辺住民五六名は、昭和四八年二月十九日行政不服審査法に基づいて異議申立をし、二回にわたる口頭審査も行なつたが、昭和四八年七月二七日に異議申立は棄却された。

そこで住民一七名は、水戸地方裁判所に対し内閣総理大臣を被告として、昭和四八年一〇月二七日東海第二発電所原子炉設置許可処分取消請求事件を提起（伊方原発訴訟提起より二ヶ月後）した。

(3) 許可処分手続の瑕疵

原告（住民）は訴状および準備書面において原子炉設置許可処分の適法性を争い、その手続および内容の双方から取消理由（瑕疵）を主張している。

二 訴訟の経過と争点

原子力基本法第二条は原子力開発利用子力開発利用長期計画を発表し、昭和五年には三二〇〇万KW、昭和六〇年に六〇〇〇万KW、昭和六五年には一億KWの発電計画を具体化し、その後再三計画は手直しされたが、現在運転中一五基試運転中の三基を加えれば出力一〇〇〇万KWを超えている。ところが周辺住民に対する生活環境を保全し、住民の生活と健康を保護する具体的施策を欠如しているために、各地で原発訴訟が提起されている。

東海第二原発訴訟は伊方原発訴訟に続く第二の原発訴訟であるが、沸騰水型軽水炉では最初の訴訟である。訴訟は内閣総理大臣の原子炉設置許可処分の適法性についての安全審査しかなされていないのであって、総合審査を欠如しており、安全性が確認されたものとはいえない。

住民の生命健康および生活環境を確保するに足りる程度のものではなく、かつ、全体を審査するに必要にして充分なものとなつてない。

4 (審査の欠落)

特に、東海第二原発の設置許可により、原子力施設の集中化、都市接近、大型化等によつて事故発生の危険性はいつそう増大し、住民の生命健康と生活環境に回復不可能な被害を与えることになるのである。ところが審査は災害評価を意図的に過小評価し、これらを無視したものであつて、審査の欠落は明らかである。

5 (被告の主張)

被告は本件許可手続は適法であると全面的に争つている。

(1) 許可処分の内容の瑕疵

1 (安全審査内容の瑕疵) 許可処分が原子炉等規制法第二四条各号の要件を具備しているかについては、原子力施設についての原子力委員会による安全審査の内容が問題となるのであって、周辺住民の安全性が確保されているかが争点である。

原告がその危険性について、訴状および準備書面で指摘している主な事項は次のとおりである。

(1) 原子炉構造の危険性

A 原子炉の大型 (BWR 一一〇万 KW) 化に伴う炉工学的安全性の無視 E C C S 等安全防護装置の不作動の危険性

(2) 立地選定の違法

A 東海村立地と都市接近 (半径一六キロメートル以内に四市六〇万人余の人口) の危険性

B 原子力施設 (施設数二五) の集中化と再処理工場その他の施設との危険性の重畠

C 原子炉運転の危険性

D 日常運転による労働者および周辺住民の被曝

E 災害評価の意図的過小評価

F 放射性廃棄物の処分方法の欠落

G 湿排水の審査の欠如

H 使用済核燃料再処理の危険性

I 温排水の審査の欠如

2 (被告の主張) 本件許可処分について原子炉等規制法第二四条各号の要件を具体的に具備し、内容においても適法であると全面的に争つている。

(2) 原告適格

被告は昭和五〇年一〇月二三日準備書面によつて、原子炉の安全性等について原告の主張および求釈明に一とおり応じてきたが、この段階で原告適格を争うとして本案前の申立をした。その内容は、原告ら住民が本件許可処分によって侵害されると主張する利益は国民全体の利益であると主張する利益は住民の利益である。かりに住民に損害が及ぶ利益ではない。そして、個々の住民が保護されている反対的利益に過ぎないとし、さらに、E C C S が国では最大級のものである。

性具体性のない危惧・懸念ないし仮定的脅威にすぎないものであるから、本件許可処分の取消を求める「法律上の利益」はないとするものである。これは長沼訴訟において国側が主張勝訴したのに伴い、原発訴訟でまず福島第二原発訴訟でも主張され、東海第二原発訴訟にも中途で主張がなされたものである。

原告は学説判例上の根拠と原子力基本法・原子炉等規制法等の解釈をもとに、その不当性を徹底的に主張し、住民排除の狙いを阻止すべく応訴している。

(4) 許可処分の裁量処分性

原告の主張および被告の主張に対する反論が一応終了した段階で、被告は昭和五三年三月二三日付準備書面により原告の主張に対してまとめて反論してきたが、その中で新たに、本件許可処分は原子炉等規制法第二三、二四条の規定に基づくもので、行政法第三〇条の裁量処分であるとし、その根拠として、許可処分は原子力行政上の政策的裁量と、原子炉の設置運転上の専門技術的裁量によって成立することを主張している。

これは伊方原発訴訟で主張されたところであり、東海第二原発訴訟においても新たな争点となつた。

原発訴訟は BWR 一一〇万 KW の東海第二原発、福島第二原発を対象に第二段階に入り、集中立地との関係において許可処分の適法性をめぐり、その安全性が総合的に問われることとなつた。

〔関係団体連絡先〕
▽東海第二原発訴訟弁護団＝310 水戸市南町
△法律事務所＝310 水戸市南町
△東海第二原発阻止訴訟原告団＝310 水戸市
梅香二一一三九茨城県労働福祉会館内
○二九二一一六八一四
(みやざわ・ひろお 弁護士)

三 訴訟の現状と課題

東海第二原発は G E 社製沸騰水型軽水炉 (BWR) で出力は一〇万 KW 、我が国では最大級のものである。

訴訟提起以来四年半を経過し、口頭弁論期日を一九回重ね原告および被告の主張は一応提出され、争点も略々明らかとなつて、いよいよ証拠調の段階に入るところとなつた。

全国各地の原発においては事故障がえ、すでに軽水炉の新たな受注はほとんど停止されている。また、欧米諸国において原発訴訟は多発しており、住民側勝訴の判決も数多く出されている。しかししながら、我が国においては、企業優先の開発が進行しており、住民にはその手続に参加の機会も与えられず、かつ、伊方原発 (W · H 社製加圧水型軽水炉出力五六・六万 KW) 訴訟は住民側の敗訴となつてている。